

相模小学校 P T A 会則

[名 称]

第 1 条 本会は、相模小学校 P T A と称する。

[目的及び事業]

第 2 条 本会は、学校と家庭及び地域とが緊密な連携を図り、本校在学児童が、心身ともに健康で、たくましく育っていくよう努めることを目的とする。

第 3 条 本会は、目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 会員相互の教養を高めるとともに、親睦を深めるための事業を実施する。
- (2) 学校の教育目標達成のため、必要な支援を行う。
- (3) 学校をはじめ、家庭、地域の教育環境の整備を図る。
- (4) 地域の各種機関や団体と連携を図り、目的達成の必要な事業を実施する。
- (5) その他、必要な事業を実施する。

[構 成]

第 4 条 本会は、相模小学校在学児童の父母と教職員を正会員として組織する。但し、本会の目的に賛同する学区民も構成員とすることができるものとし、その場合は、特別会員とする。

[組 織]

第 5 条 本会は、次の機関を持って組織する。

- (1) 総 会
- (2) 常任委員会
- (3) 専門部会
- (4) 学年委員会

第 6 条 本会の事務局は、相模小学校内に置く。

[役 員]

第 7 条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 3名
- (3) 委 員 若干名
- (4) 監 事 2名
- (5) 必要に応じて幹事 若干名

[役員の選出]

第 8 条 役員は、次により選出する。

- (1) 会長 1名、副会長 3名、監事 2名は、学年総会での選出に基づき、常任委員会で承認を得る。これを総会において報告する。
- (2) 会長の選出は、最高学年 P T A 会員よりとし、自薦・他薦を問わず学年総会において選出する。
- (3) 副会長の選出は、5年 P T A 会員から 1名、4年 P T A 会員から 1名とし、自薦・他薦を問わず学年総会において選出する。
- (4) 監事の選出は、6年 P T A 会員から 1名、5年 P T A 会員から 1名とし、自薦・他薦を問わず学年総会において選出する。
- (5) 副会長 1名は、教頭を充てる。
- (6) 委員は、1~4年は各学年から 3名を、5・6年は各学年から 4名を、各学年会員の互選により選出する。(5・6年の委員の内 1名ずつを監事が兼ねる)
- (7) 幹事は、会長が委嘱する。

[役員の任期]

第 9 条 役員の任期は、1年とする。但し、再任されることができる。

2 権限の任期は、就任日の所属年度の最終日までとする。

〔役員の職務〕

第10条 役員の任務は、次の通りとする。

- (1) 会長は会を代表し、会務を統括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときは、これを代行する。但し、会長代行者は、副会長同士の互選とする。
- (3) 監事は、会務及び会計を監査し、総会において報告する。
- (4) 幹事は、会長・副会長を補佐し、会務にあたる。

〔事務局員〕

第11条 本会に若干名の事務局員を置く。

- 2 事務局員は、会長の委嘱を受け、本会の庶務及び会計事務を司る。

〔会議並びに執行内容〕

第12条 総会は、年1回、会長が召集し、開会する。但し、必要に応じて、臨時に開催することができる。

- 2 総会は、全会員をもって構成し、本会の最高議決機関とする。

3 総会は、次の事項を審議する。

- (1) 事業報告
- (2) 決算報告
- (3) 事業計画及び予算案
- (4) 会則の改正案
- (5) その他の必要事項

第13条 常任委員会は、会長、副会長、幹事、学年委員長、専門部部長をもって構成し、必要に応じて、会長がこれを召集する。

- 2 常任委員会は、次の事項を審議する。

- (1) 総会より委任された事項（会長、副会長、監事の承認を含む）
- (2) 総会に提案する原案事項
- (3) 本会の運営に関する事項
- (4) その他必要な事項
- (5) 緊急な場合は総会に代えることができる。次回の総会において全会員に報告し、了承を得る。

第14条 専門部会として、次の部会を置く。

- (1) 研修部
- (2) 広報部
- (3) 生活環境部

2 各専門部の会員は、委員をもってて、必要入数を選出する。各部長、副部長は、各部員の互選によって選出する。部会は、各専門部長が、必要に応じて召集する。

3 研修部は、会員の研修事業（文化的・体育的）を企画し運営するとともに、図書館運営を支援する。

4 広報部は、PTA会報の発行を通して、会員相互の情報交換を活性化するとともに他校のPTA活動情報の収集に努め、会の発展に資する。

5 生活環境部は、関係機関・各種団体等と連携を図りながら地域の望ましい生活環境の整備にあたるとともに、児童の校外生活の安全の確保や健全な生活ができるよう支援する。また、校舎内外の美化活動を支援する。

第15条 学年委員会は、各学年委員で構成し、委員長は、委員の互選によって選出する。委員長は、必要に応じて委員を召集し、会を開く。

2 学年委員会は、その学年に係わる諸問題等の解決にあたるほか、学年会員の研修親睦等を図るための事業を企画運営したり、学校行事を支援したりする。

〔会議の成立並びに議決〕

第17条 本会の全ての会議は、構成員の3分の2以上の出席をもって成立とみなし、出席者の過半数をもって案件を決するものとする。

[会 計]

第18条 本会の運営に要する経費は、会費及びその他の収入をもってあてる。

2 会費の金額については、総会において決定する。

第19条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

[決算及び監査]

第20条 本会の事務局は、毎年、監事の監査を受けるものとする。

[備えつけ帳簿]

第21条 本会には、次の帳簿を備えておかなければならぬ。但し、当該年度に係わる帳簿の保管は、年度終了時より5ヶ年間とする。

- (1) 会則
- (2) 会員及び役員名簿
- (3) 会計簿
- (4) 会議録

[その他]

第22条 その他、本会の運営に必要な事項は、別に定める。

附則

- ・昭和42年4月23日 会則一部改正、同日実施する。
- ・昭和43年4月24日 会則一部改正、同日実施する。
- ・昭和48年3月 4日 会則一部改正、同日実施する。
- ・昭和53年4月16日 会則一部改正、同日実施する。
- ・昭和61年4月27日 会則一部改正、同日実施する。
- ・昭和63年4月17日 会則一部改正、同日実施する。
- ・平成 2年4月22日 会則一部改正、同日実施する。
- ・本会則は平成6年4月24日に改正し、次年度より実施する。
- ・本会則は平成8年4月21日に改正し、同日実施する。
- ・本会則は平成9年4月27日に改正し、同日実施する。
- ・本会則は平成13年4月21日に改正し、次年度より実施する。
- ・本会則は平成14年4月27日に改正し、同日実施する。
- ・本会則は平成19年4月21日に改正し、次年度より実施する。
- ・本会則は平成21年4月25日に改正し、同日実施する。
- ・本会則は平成25年4月20日に改正し、次年度より実施する。
- ・本会則は平成30年4月21日に改正し、同日実施する。
- ・本会則は平成30年12月7日に改正し、同日実施する。
- ・本会則は令和6年12月21日に改正し、同日実施する。